

届出を要する行為に対する景観形成基準 (対象：武田神社及び山梨大学周辺地区)

届出を要する行為をしようとする場合、この基準に適合するとともに、届出を要しない場合であっても周囲の景観と調和するような配慮をお願いします。

行 為	事 項	基 準	
建築物及び 工作物の新 築、増築、改 築若しくは移 転、外観を変 更することと なる修繕若し くは模様替又 は色彩の変 更	位 置	<p>①眺望景観を著しく妨げることのないように配慮した配置とすること。</p> <p>②建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2m、その他の部分にあつては1m以上となるように努めること。</p>	
	外 観	色 彩	<p>①建築物の屋根及び外壁の最大面積色が、マンセル表色系一色相：R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、N(無彩色)、明度：3～7(N：4～9)、彩度：4以下の範囲内に収まるように努めること。</p> <p>ただし、武田通り沿道に面する建築物にあつては、N(無彩色)、明度：4～9 かこげ茶(10YR2/1程度)を採用するように努めること。</p> <p>②工作物にあつては、N(無彩色)、明度：4～9 かこげ茶(10YR2/1程度)を採用するように努めること。</p>
	高 さ の 最 高 限 度		<p>①武田通り沿道に面する建築物の高さは、10m以下に努めること。</p> <p>②工作物の高さは、20m以下に努めること。</p>
	緑 化		建築物を新築する場合は、敷地面積に対する割合が10パーセント以上の緑地を確保するように努めること。
	建 築 設 備		大型建築設備は、武田通り等の主要な道路及びその沿道から見える場所にできるだけ設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、周囲に植栽を行うなど、主要な道路等から直接見えないよう、しゃへいに配慮すること。
	屋外照明 (公衆の観覧に 供するものを除く)		夜間の安全性を確保する中で、周辺の景観との調和に配慮した光源の向き・種類、光量、照明時間等とすること。
	そ の 他		<p>①建築物を建築する場合は、建築面積の敷地面積に対する割合が10分の4以下となるように努めること。</p> <p>②武田通り等の主要な道路に面して設ける塀は、できるだけ生垣か板塀とすること。やむを得ずフェンス、ブロック塀等にする場合は、隣地や周辺との連続性や釣合いに配慮することとともに、色彩については、N(無彩色)、明度：4～9 かこげ茶(10YR2/1程度)を採用するように努めること。</p> <p>③武田通り等の主要な道路に面して設ける塀の高さは、できるだけ1.2m以下とすること。やむを得ず1.2mを越える場合は、隣地や周辺との連続性や釣合いに配慮すること。</p>
開発行為	敷地形状 区画形質	<p>①大幅な土地の改変は避け、圧迫感を与える長大な擁壁や法面が生じないように努めること。やむを得ず擁壁等の構造物を設置する場合は、必要最小限のものとする。</p> <p>②境界等の石積みの保全、復旧又は活用に努め、隣地や周辺との連続性や釣合いに配慮すること。</p> <p>③周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めること。</p>	
屋外における 物品の集積 又は貯蔵	集積又は 貯蔵の制限	武田通り等の主要な道路及びその沿道から見える範囲内においては、できるだけ集積又は貯蔵をしないこと。	

行為	事項	基準
木竹の植栽 又は伐採 (届出対象外)	伐採の制限	①地域のランドマークとなる樹木の保存に努めること。 ②樹齢を重ねた樹木の保存に努めること。 ③既存の樹木が有る場合には、これが周辺の景観を阻害しないよう、枝打ち、整枝等の措置に努めること。
屋外広告物 (届出対象外)	表示又は設置の基準	①周辺との連続性や一体性に配慮したデザイン等とすること。 ②周辺の景観との調和に配慮し、できるだけ集約化させるとともに表示面積については必要最小限に留めること。 ③材料は、できるだけ腐食若しくは損傷しにくいもの又はさび止めなどの腐食処理若しくは損傷防止のための措置が講じられたものを使用すること。 ④武田通り沿道の許可地域においては、第2種禁止地域の基準に適合させるように努めること。
自動販売機 (届出対象外)	色彩又は設置の基準	できるだけ点在させずにまとめて設置するとともに、周辺の景観との調和に配慮した色彩・位置とすること。
その他 (届出対象外)		①地域のシンボルとなるような蓮・菜の花等の普及、保存に努めること。 ②武田神社周辺の笹堀・松木堀等の整備、保全に努めること。 ③水路内のゴミの撤去など、環境美化の維持、管理に努めること。 ④空き家・空き地は、所有者が適正な管理に努めること。

図一対象区域図



●お問い合わせ先●

甲府市建設部まち開発室都市計画課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18-1
TEL: 055(237)5814 (ダイヤルイン)

(平成 28 年 4 月)